

地方独立行政法人静岡市立静岡病院業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則第2条の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立病院の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により静岡市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担及び連携のもと、静岡市の医療施策として求められる救急医療、高度医療等を提供することにより、医療の水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人静岡市立病院定款（以下「定款」という。）第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）医療を提供すること。
- （2）医療に関する調査及び研究を行うこと。
- （3）医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- （4）医療に関する地域への支援を行うこと。
- （5）人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- （6）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、定款第17条第2項の規定に基づき、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（次項において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務（この項及び次項において「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、定款第17条第3項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救

助等を自ら行うものとする。

4 法人は、前3項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲で、その建物の一部、設備、機械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診断又は研究のために利用させることができる。

5 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託の契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

(規程への委任)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。